

## 通学費補助・給付制度について（お知らせ）

教育委員会事務局学校教育課

自宅から本来の指定学校までが遠方であること等により、公共交通機関を利用して通学される場合、下記のとおり通学費が補助・給付される制度があります。（区域外通学や学校選択制で通学されている場合は補助されません。）

- （１）遠距離通学者通学費補助金制度（通学距離3km以上・補助率 1/2 未満又は 3/4 未満）
- （２）就学援助費給付制度（通学距離小学校4 km以上・中学校6 km以上）
- （３）特別支援教育就学奨励費制度

各制度から通学費の補助・給付をするにあたり、定期券・ICカード等の利用について、下記のとおりお知らせします。

### 通学定期券を利用される場合

#### 1. 通学定期券の購入について

電車・バス通学区域の児童生徒は、学校の通知に基づき必要な手続きを経て定期券を購入してください。

### ICカード等を利用される場合

利用実績の確認書類の提出がない場合は、通学費の補助が出ませんので、利用にあたっては、ご注意ください。

#### 1. ICカード等利用の場合について

電車・バス通学区域の児童生徒で、ICカード等を利用して通学される場合、毎月の利用実績（利用者氏名・利用日・通学に係る1ヶ月の利用実績額等）が客観的に確認できる書類の提出が必要です。各月分を保管いただき、各学期終了後に学校へ提出をしてください。

なお、通学に係る1ヶ月の利用実績額が、1ヶ月の通学定期代を超えない場合は、補助されませんのでご注意ください。

#### 2. 遠距離通学者通学費補助金について

遠距離通学者通学費補助金とは、通学距離が片道おおむね3 km以上あり、定期券を購入、又はICカード等を利用して通学している生徒に対して、申請により大津市から6カ月定期券の2分の1（兄弟姉妹が小中学校に在籍する場合は下学年の者には4分の3）の金額が補助されるものです。

8月分の補助金については、通学利用の目的で定期を購入した場合は、8月の定期利用有効日数が16日以上ある場合、ICカード等を利用した場合は、通学に係る利用実績額が、1ヶ月の定期代を超える場合であり、かつ「定期券等購入確認書」の提出があった場合のみ補助金が支給されます。

申請書・8月分「定期券等購入確認書」の配布予定は7月上旬です。

交付時期	1学期（4・5・6・7月）分	8月下旬
	2学期（8・9・10・11・12月）分	1月下旬
	3学期（1・2・3月）分	3月下旬

- ※ 区域外通学や学校選択制で通学されている場合は補助の対象外となります。
- ※ 生活保護受給者、就学援助費受給者（通学距離が6km以上の場合）、及び特別支援就学奨励費受給者は、各制度から通学費が支給されるため、対象外となります。

上記受給者のご家庭へは、その都度学校より連絡があります。